

銚田市高齢者タクシー利用料金助成券利用の手引き

《 利用可能なタクシー事業者 》

表に記載されたタクシー事業者以外では「銚田市高齢者タクシー利用料金助成券」を使用することはできませんのでご注意ください。助成券を使用する場合は、乗車する前に運転手へ「助成券を使用する」旨を必ずお伝えください。

事業者名	電話番号	住所
(有)大洋タクシー	39-2488	銚田市汲上 1079-3
(有)出久根観光	32-2020	銚田市新銚田 2-1-2
出久根タクシー(有)	33-5555	銚田市新銚田 2-1-2
出久根タクシー(有)大洋営業所	39-3053	銚田市札 695-1
(有)銚田タクシー	33-4339	銚田市安房 1230-1
ヨヨギタクシー(有)	32-3839	銚田市銚田 1989

《 使用上の注意 》

- 1 助成券を使用できるのは、交付を受けた本人のみとなります。
- 2 助成券で助成される金額は、1枚あたり500円となります。
- 3 助成券は、乗車運賃に応じて、次の表に示す枚数を限度に使用することができます。

乗車運賃	1,000円以下	2,000円以下	3,000円以下	4,000円以下	5,000円以下	5,001円以上
使用枚数	1枚まで	2枚まで	3枚まで	4枚まで	5枚まで	6枚まで

- 4 助成券をお持ちの方が複数でタクシーを利用される場合は、それぞれ助成券をご使用できます。その際には事前に代表者を決め、同乗者から利用券を集め精算してください。タクシー利用料金より助成券の合計額が多い場合は、おつりがでないため、枚数を減らしてご使用ください。
- 5 助成券を使用する際は、事前に利用者欄に印字されている住所、氏名及び登録番号を確認したうえで、利用目的を記載してください。未記載の助成券は使用できません。
- 6 タクシーに乗車する際は、助成券を運転手に手渡し、併せて本人が確認できる書類（後期高齢者医療被保険者証等）をご提示ください。
- 7 助成券を使用できる区間は、乗降場所のいずれかが銚田市内の場合に限ります。
- 8 助成券の有効期限は、年度末日（3月31日）となります。
- 9 助成券は、再交付できません。
- 10 助成券を第三者に譲渡又は売買等不正に使用した際は、助成した金額を返還していただきます。
- 11 交付対象者要件を満たさなくなった場合（市外への転出等）は、助成券を使用することはできません。
- 12 銚田市重度心身障害児者福祉タクシー利用料金助成要綱に基づく、重度心身障害児福祉タクシー利用券と併用して使用することはできません。

◎タクシーは予約することができます。

予約することで時間を有効に使うことができます。

◎タクシーは複数で利用すると便利です。

一人当たりの料金負担を軽減することができます。

《 助成券の使用方法 》

事前準備

① 利用者欄の住所、氏名及び登録番号を確認したうえで、利用目的を記載してください。

タクシー利用

① 乗車の際に運転手へ「助成券を使用する」旨を必ずお伝えください。
② 助成券を運転手に手渡し、併せて本人確認書類（後期高齢者医療被保険者証等）をご提示ください。

料金の支払

① 助成券で助成される金額は助成券1枚あたり500円となります。使用できる枚数は、乗車運賃に応じて異なりますので、ご注意ください。精算時に500円×助成券枚数分の額が差し引かれますので、差額をお支払いください。おつりは出ませんのでご注意ください。



＜使用例＞助成券を持っている2人が乗車し、2,800円の乗車運賃を支払う場合は、1人3枚まで助成券を使用できるので、2人で3枚と2枚で合計5枚使用していただき、利用料金から2,500円差し引かれた残りの300円を2人でお支払いいただくか、2人それぞれ3枚使用して合計6枚使用して清算するかを選べます。6枚使用した際は、おつりは出ませんのでご注意ください。

銚田市高齢者タクシー利用料金助成券



この助成券は、1枚あたり500円分を助成します。
助成券は、乗車運賃に応じて、次の表に示す枚数を限度に使用することができます。

乗車運賃	1,000円以下	2,000円以下	3,000円以下	4,000円以下	5,000円以下	5,001円以上
使用枚数	1枚	2枚	3枚	4枚	5枚	6枚

有効期限：令和5年3月31日まで

〈発行者〉 銚 田 市 長

住 所	銚田市	
氏 名	登録番号	
利 用 目 的	1 通院 2 買物 3 訪問	4 その他

乗車日	月 日	運転者名	
運 転 手 記 載 欄	1 早朝～9時	2 9時～12時	本人確認
	3 12時～15時	4 15時～18時	<input type="checkbox"/> 保険証
	5 18時～		<input type="checkbox"/> 他()
区 間			
乗車運賃		同時使用	無・有(合計 枚)
事業者名			

《 助成券の記載方法 》

有効期限の過ぎた助成券は使用できません。

利用者欄は、住所、氏名及び登録番号を確認したうえで、利用目的を記載してください。

運転手記載欄は、タクシーの運転手が記載しますので、何も記載しないでください。

《お問い合わせ先》

銚田市役所 介護保険課

TEL 0291-36-7770

(直通)

＜高齢者タクシー利用助成事業には、防衛省再編関連訓練移転等交付金を活用しています。＞